

個人番号（マイナンバー）の提出について（お願い）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、特定医療費（指定難病）制度においては、個人番号を提出していただく必要があります。

提出いただいた個人番号は、国や自治体が番号法に定められた情報を照会・提供する事務（情報連携）に利用され、申請に必要な添付書類の一部を省略することができます。

※マイナンバーカードをお持ちでない場合

マイナンバーを記載しなくても、申請手続を行うことは可能です。ただし、マイナンバー法に定められた、他の行政事務（生活保護事務や被災者台帳作成事務等）において、県は、市区町村等からの照会に対して、受給者の情報を回答することが義務づけられています。

このため、マイナンバーを提供していただけない場合には、住民基本台帳第 30 条の 15 の規定に基づき、県は、住民基本台帳ネットワークシステムを通じてマイナンバーを照会しますので、あらかじめご了承ください。

1 個人番号提出の際の本人確認について

個人番号を提出いただく際には、法律上、本人確認（「番号確認」と「身元（実存）確認」）を行う必要があります。

特定医療費（指定難病）制度においては、窓口で以下の確認を行います。

- ・申請者（患者）本人の「番号確認」及び「身元（実存）確認」
- ・「申請者（患者）と同じ医療保険に加入する方」（下記 2 参照）の「番号確認」

2 世帯状況調書に個人番号を記載いただく範囲

① 申請者（患者）本人

② 申請者（患者）と同じ医療保険に加入する方全員分（下表を参照）

医療保険の種類	個人番号の提出範囲（②に該当）
国民健康保険（市町村・退職国保）、 国民健康保険組合 （医師国保、土建国保、建設国保など）	世帯全員の住民票に記載されている方のうち 同一世帯の国保に加入されている方全員 <u>（ただし、年齢満 16 歳未満の方は不要）</u>
後期高齢者医療広域連合	世帯全員の住民票に記載されている方のうち 後期高齢者医療保険に加入している方全員
被用者保険（全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、共済組合など）	申請者（患者）の保険証に 被保険者 として記載されている方
生活保護	申請者（患者）のみ

3 提出書類について

・世帯状況調書

※本案内文及び記載例を参照して記入してください。

4 提出の際に必要な確認書類について

申請者（患者）本人が手続きに来所されるかどうかによってお持ちいただきます書類が異なります。詳しくは裏面をご確認ください。

■ 申請者（患者）本人が手続きに来所する場合

原本を窓口で提示してください。郵送の場合は写しを提出してください。

なお、申請者（患者）が18歳未満で保護者が申請する場合は、以下の（１）（２）の確認書類は申請者（患者）のものではなく、申請する保護者の確認書類をお持ちください。

（１）番号確認に必要な書類 ※申請者（患者）本人分は必ず原本をお持ちください。

・申請者（患者）本人及び「申請者と同じ医療保険に加入する全員分」の以下書類からいずれか1つ

①個人番号カード、②通知カード（記載事項に変更がないものに限る）

※上記2つでの提示が難しい場合は、マイナンバーが記載された住民票

（２）身元（実存）確認に必要な書類 ※必ず原本をお持ちください。

・申請者（患者）の以下書類からいずれか1つ

①個人番号カード、②運転免許証、③運転経歴証明書、④旅券（パスポート）、⑤身体障害者手帳、⑥精神障害者保健福祉手帳、⑦療育手帳、⑧在留カード、⑨特別永住者証明書

・上記をお持ちでない場合は、申請者（患者）の以下①～⑧の書類から2つ以上

①健康保険証、②年金手帳、③児童扶養手当証書、④特別児童扶養手当証書、
⑤特定医療・小児慢性受給者証、⑥社員証、学生証、⑦住民票、⑧福祉医療受給者証

■ 申請者（患者）以外の方が手続きに来所する場合

代理権の確認等をする必要がありますので、以下の書類をお持ちください。

（１）代理権の確認に必要な書類 ※必ず原本をお持ちください。

①法定代理人（未成年者の親権者、後見人等）が来所する場合

戸籍謄本、後見に関する登記事項証明書等の法定代理人であることを証明する書類

②任意代理人の方が来所する場合

申請者（患者）からの委任状

（２）代理人の身元（実存）確認に必要な書類 ※必ず原本をお持ちください。

・窓口に来所する方の以下書類からいずれか1つ

①個人番号カード、②運転免許証、③運転経歴証明書、④旅券（パスポート）、⑤身体障害者手帳、⑥精神障害者保健福祉手帳、⑦療育手帳、⑧在留カード、⑨特別永住者証明書

・上記をお持ちでない場合は、窓口に来所する方の以下書類から2つ以上

①健康保険証、②年金手帳、③児童扶養手当証書、④特別児童扶養手当証書、
⑤特定医療・小児慢性受給者証、⑥社員証、学生証、⑦住民票、⑧福祉医療受給者証

（３）番号確認に必要な書類

・申請者（患者）本人及び「申請者と同じ医療保険に加入する方」の以下書類からいずれか1つ

①個人番号カード又はその写し、②通知カード又はその写し、

※上記2つでの提示が難しい場合は、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し

※申請者（患者）が18歳未満かつ保護者が申請者で、窓口に来所する方が申請者以外の場合は、「申請者（患者）」を「申請する保護者」に読み替えてください。

【重要】

○マイナンバーを活用した情報連携では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方は、所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市区町村名）を秘匿することが可能です。

○所在地の秘匿を希望される方は、その旨を申請窓口にお申し出ください。

※マイナンバーを利用した情報連携に関するやり取りの記録は、「マイナポータル」で確認でき、この機能を通じて、避難先自治体を加害者が閲覧できる場合があります。

※申し出いただいた情報は、上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。